

7. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人の自立支援を促進するために、町が地域の特性を活かして、障がい福祉サービスと併せて事業を実施します。

(1) 相談支援事業

障がい者やその家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための相談支援を行います。専門の相談支援員が、日常生活での悩みごとや心配ごと、福祉サービスの利用について、又、就労に関する相談など、来所による相談や電話による相談のほか訪問による相談も受付けております。

○窓 口 ・そお地区障がい者等基幹相談支援センター（志布志市役所志布志市支所内）
099-472-1111（内線 112）

・相談支援事業所 愛生会 099-477-1171

○費用負担 無料

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、手話通訳等がなければ、意思疎通を図ることが困難な方に手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

○窓 口 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 無料

(3) 移動支援事業

視覚障がい者等のために、屋外での移動に支援が必要な方の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出時の介助を行います。

※ 冠婚葬祭、官公庁、金融機関での手続き、各種行事への参加等に利用できます。

○窓 口 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 原則 1 割（月額負担上限額有）

(4) 地域活動支援センター事業

障がい者の日中活動の場として、通所により、創作的活動・生産活動・スポーツ活動・余暇活動等の機会を提供します。

○窓 口 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 無料

(5) 訪問入浴サービス

入浴が困難な身体に障がいのある方の居宅を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。（介護保険制度でのサービスを受けられる方は除く）

○窓 口 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 原則 1 割（月額負担上限額有）

(6) 日中一時支援事業

日中に監護する方がないなど、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方に、障がい者支援施設で、日中活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練等を行います。

○窓 □ 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 原則 1 割（月額負担上限額有）

(7) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外（障がい程度区分「非該当」）の方で、日常生活に関する支援が必要な方に、日常生活での支援を行います。

○窓 □ 保健福祉課 障がい福祉係

○費用負担 原則 1 割（月額負担上限額有）

(8) 自動車改造費助成事業

上肢、下肢、又は体幹機能障がいの 1 級又は 2 級程度の方で、運転免許証を所持しており、就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車（ハンドル・アクセル・ブレーキ等の一部）を改造する必要がある場合、改造に要する費用として 1 車両 1 回限り 10 万円を限度に助成します。

○窓 □ 保健福祉課 障がい福祉係

